

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三二号）第十七条た
だし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第十二号を、令和八年一月二十
七日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第十三号

令和八年一月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務
を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙分会長	選挙分会長の職務を代理すべき者
住所	住所
氏名	氏名
小松島市	選挙分会長の職務を代理すべき者
林 耕治	選挙分会長の職務を代理すべき者
徳島市	選挙分会長の職務を代理すべき者
板東 純平	選挙分会長の職務を代理すべき者